

ハローワーク白河

令和7年8月号



福島労働局職業安定部・ハローワーク公式マスコットキャラクター「ほまる」

管内人口(令和7年6月1日現在)

県南総数	131,397人
白河市	55,876人
西白河郡	48,390人
東白川郡	27,131人

白河公共職業安定所
〒961-0074 白河市郭内1-136
白河小峰城合同庁舎1階
TEL 0248-24-1256



ホームページ



LINE



LINE

雇用の動き (令和7年6月内容)

【県内概況】

- 令和7年6月の有効求人倍率は1.30倍(季節調整値)で、前月と同水準であった。
- 県内の雇用情勢は、引き続き求人が求職を上回って推移しており、一部に持ち直しの動きがみられる。

【管内の雇用失業情勢】

- 6月の県南地域の有効求人倍率は1.19倍(原数値)で、前月を0.01ポイント下回った。
- 新規求人の動向は、前年同月に比べ12.9%増加した。主な産業で増加したのは、製造業(50.7%)、サービス業(49.5%)、建設業(21.6%)で増加した。一方減少したのは、卸売・小売業(▲63.0%)、宿泊・飲食サービス業(▲35.7%)、運輸業・郵便業(▲13.2%)、医療・福祉(▲4.4%)で減少した。
- 新規求職者(常用)の動向は、前年同月に比べ13.1%増加した。年齢別では、40歳～49歳(25.7%)、50歳～59歳(26.9%)、60歳以上(23.0%)で増加し、29歳以下(▲2.7%)、30歳～39歳(▲7.9%)で減少した。
- 離職理由別では、在職者(27.8%)、事業主都合(15.2%)、自己都合(8.6%)、自営・その他(10.5%)で増加し、無業者(▲8.7%)で減少した。

☆全国完全失業率

☆有効求人倍率

【全国】
【福島県】
【管内】

2.5% (前月比 0.00ポイント)

1.22倍 (前月比 -0.02ポイント)

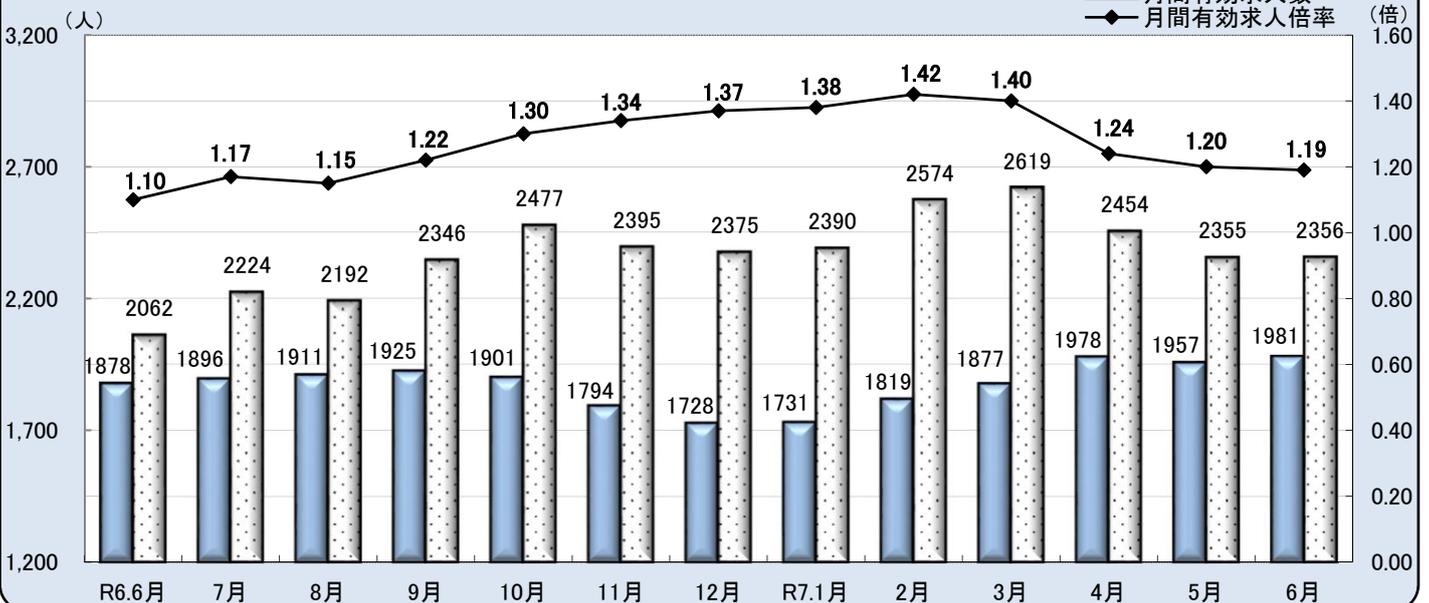
1.30倍 (前月比 0.00ポイント)

1.19倍 (前月比 -0.01ポイント)

※福島県、全国の有効求人倍率は季節調整値です。



有効求人・求職、有効求人倍率の推移(パートタイムを含む)



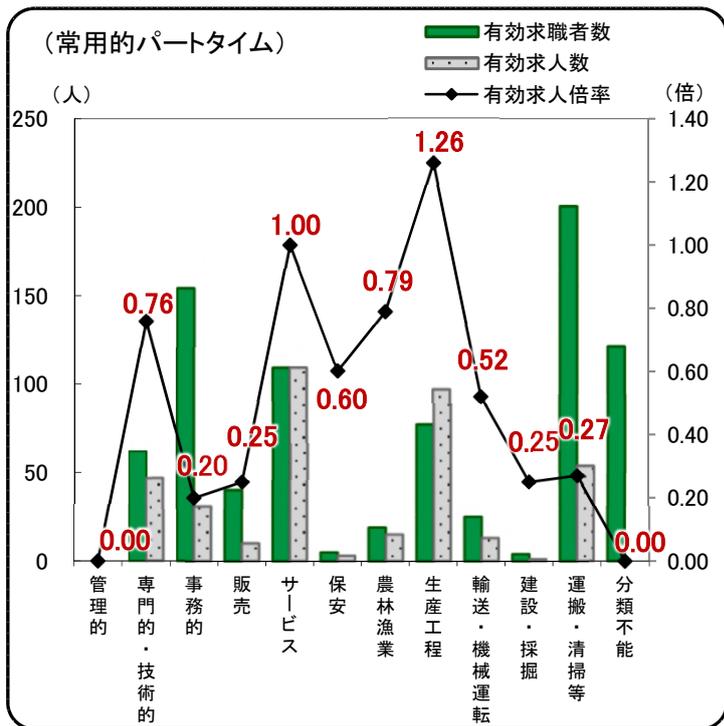
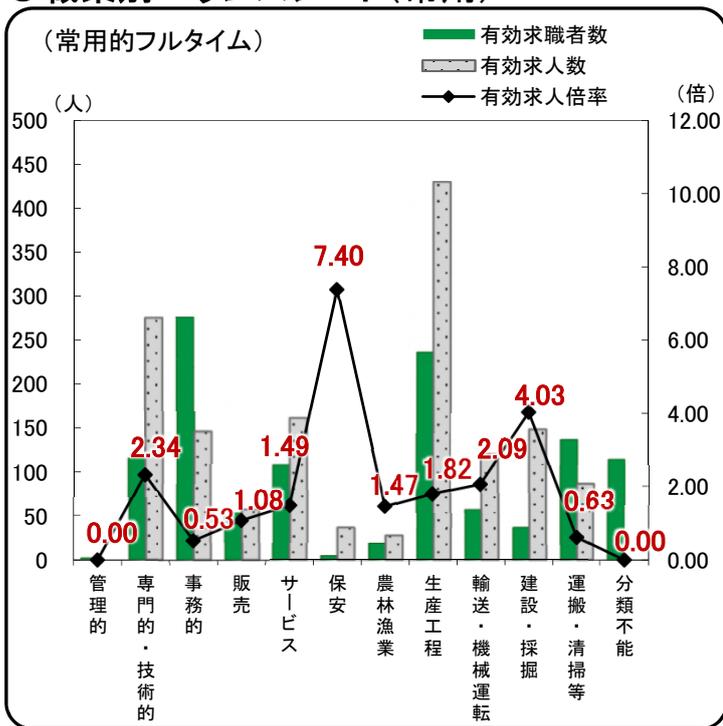
○一般職業紹介状況

区分	項目	令和7年6月				前月		前年同月	
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	752	-	-	625	871	670	666	580
2	月間有効求人数	2,356	-	-	1,866	2,355	1,846	2,062	1,840
3	新規求職申込件数	440	199	241	439	429	426	388	388
	うち45歳以上	254	125	129	254	248	245	199	199
4	月間有効求職者数	1,981	913	1,064	1,977	1,957	1,949	1,878	1,873
	うち45歳以上	1,184	602	581	1,182	1,153	1,147	1,040	1,037
5	紹介件数	394	191	203	360	392	343	342	322
	うち45歳以上	238	119	119	212	223	183	183	171
6	就職件数	153	64	89	136	158	146	136	129
7	充足数	130	-	-	118	137	127	126	121
8	新規求人倍率	1.71	-	-	1.42	2.03	1.57	1.72	1.49
9	有効求人倍率	1.19	-	-	0.94	1.20	0.95	1.10	0.98

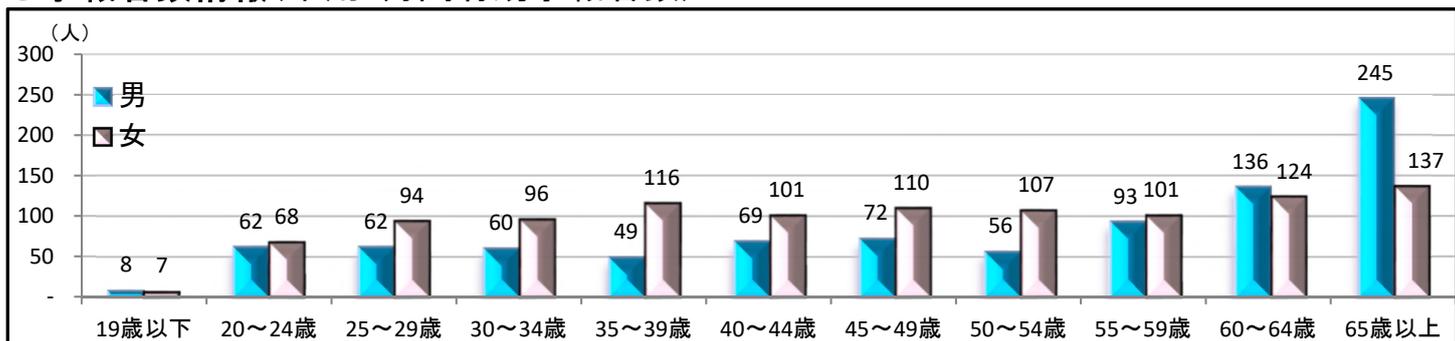
※学卒を除きパートを含みます。

注)男女別を記載しないで求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります。

○職業別バランスシート(常用)



○求職者数情報(常用・月間有効求職者数)



※学卒は含まれておりません。

○職業別賃金情報(常用)

(単位:円 月額)

(単位:円 時給)

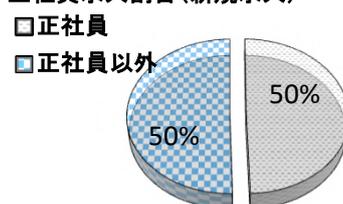
項目	フルタイム				パートタイム				
	求人賃金		求職希望賃金		求人賃金		求職希望賃金		
	下限賃金	上限賃金	男	女	下限賃金	上限賃金	男	女	
職業別	管理的職業								
	専門的・技術的職業	217,399	286,456	600,000	207,500	1,295	1,378	1,800	1,170
	事務的職業	180,815	225,823	215,000	183,191	1,112	1,204	972	983
	販売の職業	217,052	276,877	235,000	180,000	993	1,043	993	1,022
	サービスの職業	192,184	241,913	178,000	192,353	1,040	1,205	1,059	984
	保安の職業	201,470	208,350			980	1,090	978	
	農林漁業の職業	209,360	285,780	217,500	200,000	1,156	1,206	980	955
	生産工程の職業	190,056	247,702	229,143	179,375	1,027	1,036	1,151	1,006
	輸送・機械運転の職業	210,784	276,083	237,273	320,000			1,069	
	建設・採掘の職業	216,925	318,905	235,714				1,800	
	運搬・清掃等の職業	179,976	218,955	213,810	186,667	1,054	1,093	1,024	985
	分類不能の職業			210,000	226,154			983	1,008

(2) 正社員求人・求職動向

○正社員求人の動向(常用)

	6月	前月	前年同月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
正社員新規求人数	373	485	342	▲ 23.1	9.1
正社員有効求人数	1,208	1,254	1,115	▲ 3.7	8.3

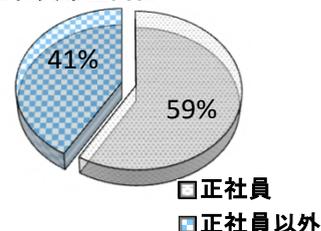
正社員求人割合(新規求人)



○正社員希望者の動向

	6月	前月	前年同月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
正社員希望求職者数(常用)	1,161	1,164	1,158	▲ 0.3	0.3
月間有効求職者数(全数)	1,981	1,957	1,878	1.2	5.5

正社員希望割合



※【正社員】とは、常用フルタイムで、勤め先で正社員・正職員などと呼ばれる正規労働者です。

(3) 雇用保険業務取扱状況

項目	区分	6月			前月		前年同月		
		計	男	女	計	増減	計	増減	
適用	月末適用事業所数	2,421	*	*	2,421	0	2,438	▲ 17	
	月末被保険者数	39,946	23,926	16,020	40,024	▲ 78	40,265	▲ 319	
	資格取得数	397	202	195	517	▲ 120	391	6	
	資格喪失数	365	201	164	409	▲ 44	381	▲ 16	
給付	基本手当	受給資格決定件数	114	46	68	138	▲ 24	86	28
		受給者実人員	465	191	274	437	28	436	29
		支給金額(千円)	54,230	25,808	28,421	55,447	▲ 1,217	48,375	5,855
付	高年齢	受給資格決定件数	42	27	15	114	▲ 72	53	▲ 11
		受給者数	47	35	12	113	▲ 66	48	▲ 1
		支給金額(千円)	11,326	9,034	2,292	27,278	▲ 15,952	11,944	▲ 618

※支給金額は千円未満を切り捨てています。このため本月計とは一致しない場合があります。

拡充

年収の壁対策

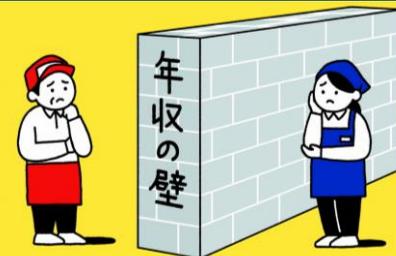
労働者1人につき最大75万円助成します！

キャリアアップ助成金

年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**

事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**



・政府広報オンライン「年収の金・支援強化パッケージ」を加工して作成

「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業*	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業*	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

*小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

手続き

- 助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）
- 取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、**本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。**

現) 社会保険適用時処遇改善コースからの切り替え申請が出来ます

社会保険適用時処遇改善コース（労働時間延長メニューまたは併用メニュー）の取り組みを進めていても、**本コースの要件を充足**する場合、切り替えての申請が可能です※。

令和7年7月1日

労働時間延長及び併用の取り組み

6か月継続雇用

▲ 計画届

▲ 社会保険加入および労働時間延長等の取り組み

▲ 支給申請

切替対象

社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用していたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、**新コースでの申請が可能！**

1

※ただし、支給申請期間が令和7年7月1日より前（同年6月30日以前）に終了する場合は、切り替えはできません。